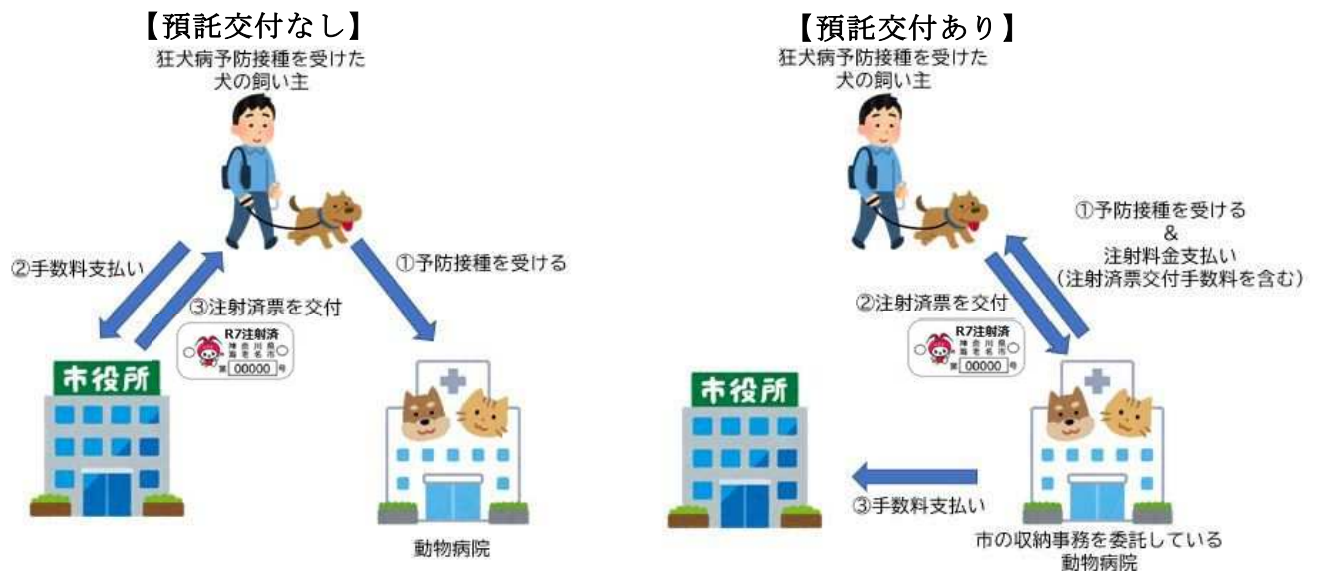


県央 4 市における狂犬病注射済票の預託交付制度を開始

狂犬病の予防接種は、年 1 回接種が義務付けられており、動物病院で接種した場合は、市の窓口において「注射済票」を交付しています。

令和 6 年度から預託交付制度を開始し、犬の飼い主が市の窓口に来なくても、動物病院で直接注射済票を受け取ることができるようになりました。

今年度から、3 市（座間市・綾瀬市・大和市）でも本制度が導入されました。県央 4 市では相模獣医師会と連携し、飼い主の利便性に努めていきます。



1 対象

相模獣医師会（海老名・座間・綾瀬・大和）に加盟する獣医師のうち、犬の狂犬病予防注射済票交付事務の手数料の収納事務を委託している医院（15医院）

2 経緯

令和 6 年 1 月～ 3 月	海老名市で預託交付制度のトライアルを実施
令和 6 年 4 月～	同市で正式に運用開始
令和 7 年 3 月～	県央 4 市において預託交付制度を実施

◎この件に関する問合せ

海老名市経済環境部環境政策課 電話 046-235-4912